

社会福祉法人 恵愛会 役員及び評議員報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人恵愛会の法人業務に伴う役員等に対する役員報酬について定める。

(業務の種類)

第 2 条 役員報酬及び評議員報酬を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会及び評議員会への出席
- (2) 監事による定期又は臨時監査
- (3) 行政機関による監査の立合
- (4) 役員の研修会への参加及び他の施設の視察業務
- (5) 借入金の申請及び返済に伴う業務
- (6) その他理事長が必要と認めた業務

(報酬及び費用弁償)

第 3 条 前条の(1)から(3)の業務の場合は役員報酬及び評議員報酬として次に定める額を支給できるものとする。尚、支払方法は会議出席の都度現金で支給を行う。

報 酬 1日 5,000円

2 前条の(4)、(5)及び(6)の場合は、費用弁償としてあやめ保育所に準備した額の旅費を支給する。

旅費は原則として役員の住所地を起点として計算する。

ただし、施設職員が代理で法人業務のため旅行する場合は、当該施設を起点として、「あやめ保育所旅費規程」に準じた額の旅費を支給する。

(適用除外)

第 4 条 常勤の施設職員であって法人役員を兼務するものについては、第 2 条の(1)から(3)の業務の場合は、この規程は適用しない。

この場合、やむを得ず当該業務を施設外で行う場合は、この限りではない。

(雑則)

第 5 条 この規程に定めのない事項については、別に定める。

附 則

1. この規程は、平成 29 年 6 月 10 日から施行する。
2. この規程は、平成 30 年 6 月 20 日から一部改正し、同日から施行する。
但し、運用は、平成 29 年 6 月 10 日から行うものとする。
3. この規程は、令和 5 年 6 月 17 日から一部改正し、同日から施行する。
但し、運用は、令和 5 年 6 月 18 日から行うものとする。